

日バス協業第306号  
令和6年9月30日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水 一郎

特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への  
事業用自動車の併用等について

平素より当協会の運営に関して、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、国土交通省物流・自動車局から特定旅客自動車運送事業から一般乗合旅客自動車運送事業への事業用自動車の併用等について、別紙のとおり通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 中尾・三木

TEL:03-3216-4014